

鳥取県男女共同参画推進員を 募集します！

県民や事業者の方から寄せられた男女共同参画推進施策に関する苦情などの申出について、第三者の立場から公平に審査する鳥取県男女共同参画推進員を募集します。

■募集人員 2名（男性1名、女性1名）

■任期 委嘱の日（令和3年4月1日）から2年

■応募資格 次のすべての要件に該当する方

①就任時点で18歳以上である方 ②県内に住所地を有する方 ③就任時に、県の他の執行機関委員及び附属機関委員との併任、または就任予定のない方 ④主に倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）で平日昼間に開催する会議に出席できる方 ⑤暴力団員等でない方 ⑥県議会議員及び県職員、市町村長及び市町村議会議員でない方 ⑦労働、就労、家庭、教育、地域などの分野において活動や従事の実験又は関心があり、男女共同参画の推進について優れた識見を有している方

■応募方法

裏面の応募用紙を、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。応募用紙の作文欄には、男女共同参画に関する考えや思い、日頃感じていることなどを800字程度にまとめ、題名をつけて提出してください。

応募用紙は鳥取県男女共同参画センターHPからもダウンロード出来ます。

■応募期限 令和2年12月17日（木）必着

■候補者の選考

申込書、作文及び面接による審査により決定します。面接の内容は次のとおりです。面接時間は後日お知らせします。また、候補者決定後、速やかに応募者全員に結果を通知します。

① 日時 令和2年12月22日（火）午後

② 場所 県庁第2庁舎第29会議室（鳥取市東町1-221）

③ 内容 個別面接による男女共同参画への理解や意欲等を審査（1人20分程度）

※候補者は、知事が議会の同意を得て男女共同参画推進員に任命します。

■鳥取県男女共同参画推進員の概要

①職務内容

県民や事業者の方の県の男女共同参画推進施策に対する苦情や、県への男女共同参画を阻害することあるいは必要と認められることの申出に対する県の対応への不服について、申出に基づき調査・検討し、第三者の立場から県に勧告又は意見公表を行う。

②これまでの申出の例

- ・県審議会等の女性委員複数兼務の改善を求める苦情
- ・災害時の避難所設置の際の女性スタッフの適正配置を求める苦情など

③ 委員構成 委員4名（男性2名、女性2名で構成）

④任 期 任命の日（令和3年4月1日）から2年

⑤そ の 他 謝金と会議出席のための旅費を支給

◆応募・問合せ先

〒682-0816 鳥取県倉吉市駄経寺町212-5

鳥取県男女共同参画センター

電話：0858-23-3901

ファクシミリ：0858-23-3989

電子メール：yorinsai@pref.tottori.lg.jp

